

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成21年12月24日(2009.12.24)

【公表番号】特表2009-514966(P2009-514966A)

【公表日】平成21年4月9日(2009.4.9)

【年通号数】公開・登録公報2009-014

【出願番号】特願2008-540139(P2008-540139)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/785	(2006.01)
A 6 1 K	33/08	(2006.01)
A 6 1 K	33/10	(2006.01)
A 6 1 K	33/06	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 K	9/20	(2006.01)
A 6 1 P	7/08	(2006.01)
A 6 1 P	19/02	(2006.01)
A 6 1 P	5/18	(2006.01)
A 6 1 P	19/08	(2006.01)
A 6 1 P	13/12	(2006.01)
A 6 1 P	9/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/785
A 6 1 K	33/08
A 6 1 K	33/10
A 6 1 K	33/06
A 6 1 K	45/00
A 6 1 K	9/20
A 6 1 P	7/08
A 6 1 P	19/02
A 6 1 P	5/18
A 6 1 P	19/08
A 6 1 P	13/12
A 6 1 P	9/00

【手続補正書】

【提出日】平成21年11月4日(2009.11.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

医薬組成物であって、

a) 脂肪族アミン重合体またはその薬学的に許容される塩と、

b) マグネシウムイオンを含む薬学的に許容されるマグネシウム化合物とを含み、

前記マグネシウムイオンは、医薬組成物の無水重量あたり5～35%である、医薬組成物。

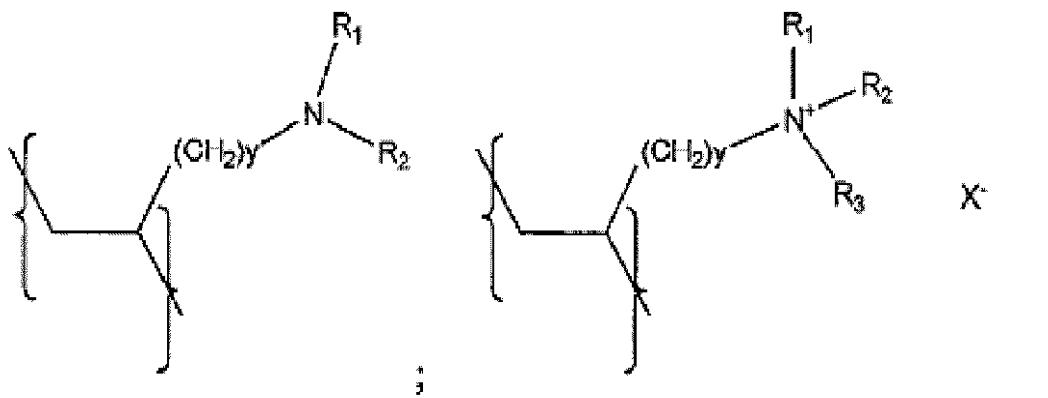
【請求項 2】

前記マグネシウム化合物は、酸化マグネシウム、水酸化マグネシウム、炭酸マグネシウム、ギ酸マグネシウム、およびそれらの組合せからなる群から選択される、請求項 1 に記載の医薬組成物。

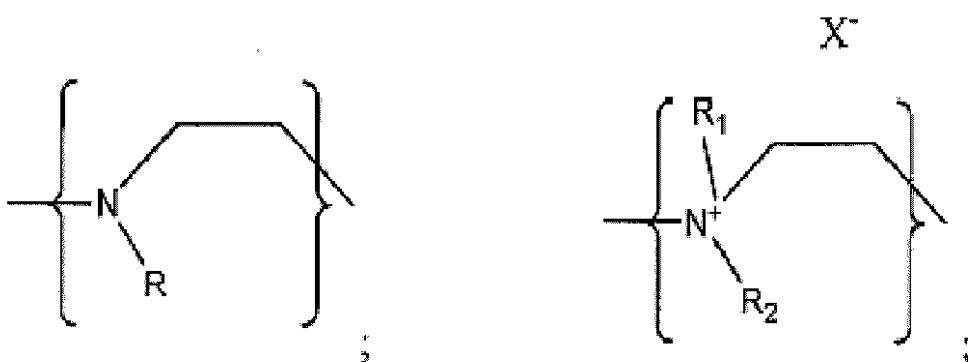
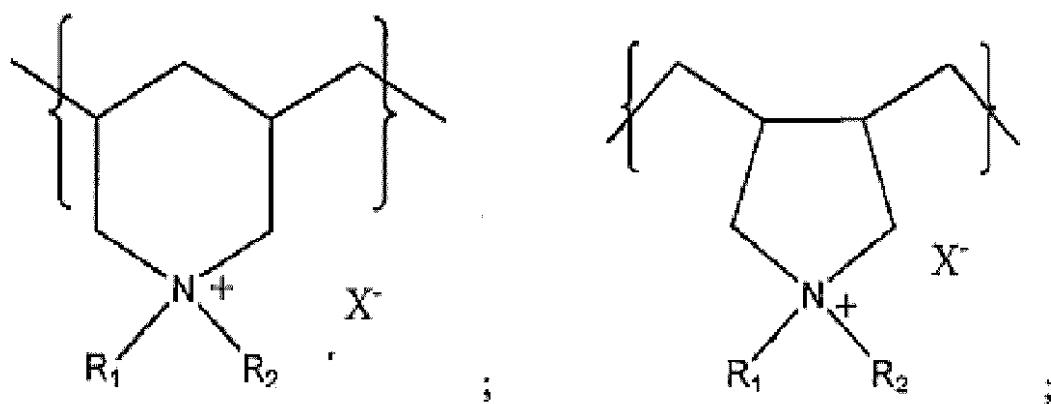
【請求項 3】

前記脂肪族アミン重合体は、

【化 1】



【化 2】



から選択される構造式によって表される 1 つ以上の繰り返し単位、またはその塩を含み、式中

y および z は単独でゼロまたは 1 から 10 の整数であり、

R 、 R_1 、 R_2 および R_3 は単独で、水素、置換または非置換アルキル基、あるいはアリール基であり、

X⁻は、交換性負荷電対イオンである、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項4】

前記脂肪族アミン重合体は架橋ポリアリルアミンである、請求項3に記載の医薬組成物。

【請求項5】

前記ポリアリルアミン重合体はセベラマーである、請求項4に記載の医薬組成物。

【請求項6】

前記ポリアリルアミン重合体はセベラマーの塩化物、セベラマーの炭酸塩、またはセベラマーの混合塩化物および混合炭酸塩である、請求項5に記載の医薬組成物。

【請求項7】

前記マグネシウム化合物は酸化マグネシウム、または酸化マグネシウムと水酸化マグネシウムの組合せである、請求項5に記載の医薬組成物。

【請求項8】

医薬組成物であって、

a) 架橋脂肪族アミン重合体またはその薬学的に許容される塩と、

b) マグネシウムイオンを含む薬学的に許容されるマグネシウム化合物

とを含み、前記マグネシウム化合物は、前記架橋脂肪族アミン重合体内で同伴される、医薬組成物。

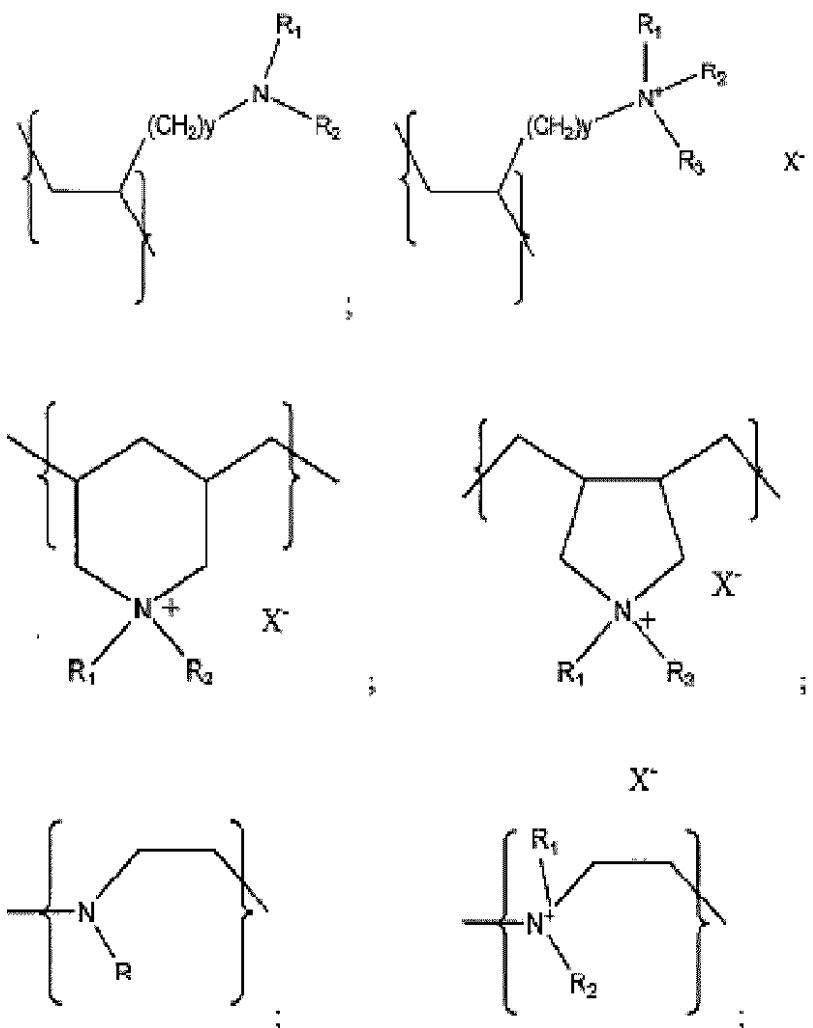
【請求項9】

前記マグネシウム化合物は、酸化マグネシウム、水酸化マグネシウム、炭酸マグネシウム、ギ酸マグネシウム、およびその組合せからなる前記群から選択される、請求項8に記載の医薬組成物。

【請求項10】

前記架橋脂肪族アミン重合体は、

【化3】



から選択される構造式によって表される1つ以上の繰り返し単位、またはその塩を含み、式中

y および z は単独でゼロまたは1から10の整数であり、

R 、 R_1 、 R_2 および R_3 は単独で、水素、置換または非置換アルキル基、あるいはアリール基であり、

X^- は交換性負荷電対イオンである、請求項8に記載の医薬組成物。

【請求項11】

前記脂肪族アミン重合体は架橋ポリアリルアミンである、請求項10に記載の医薬組成物。

【請求項12】

前記架橋ポリアリルアミン重合体はセベラマーである、請求項11に記載の医薬組成物。

【請求項13】

医薬組成物であって、

a) 脂肪族アミン重合体またはその薬学的に許容される塩と、

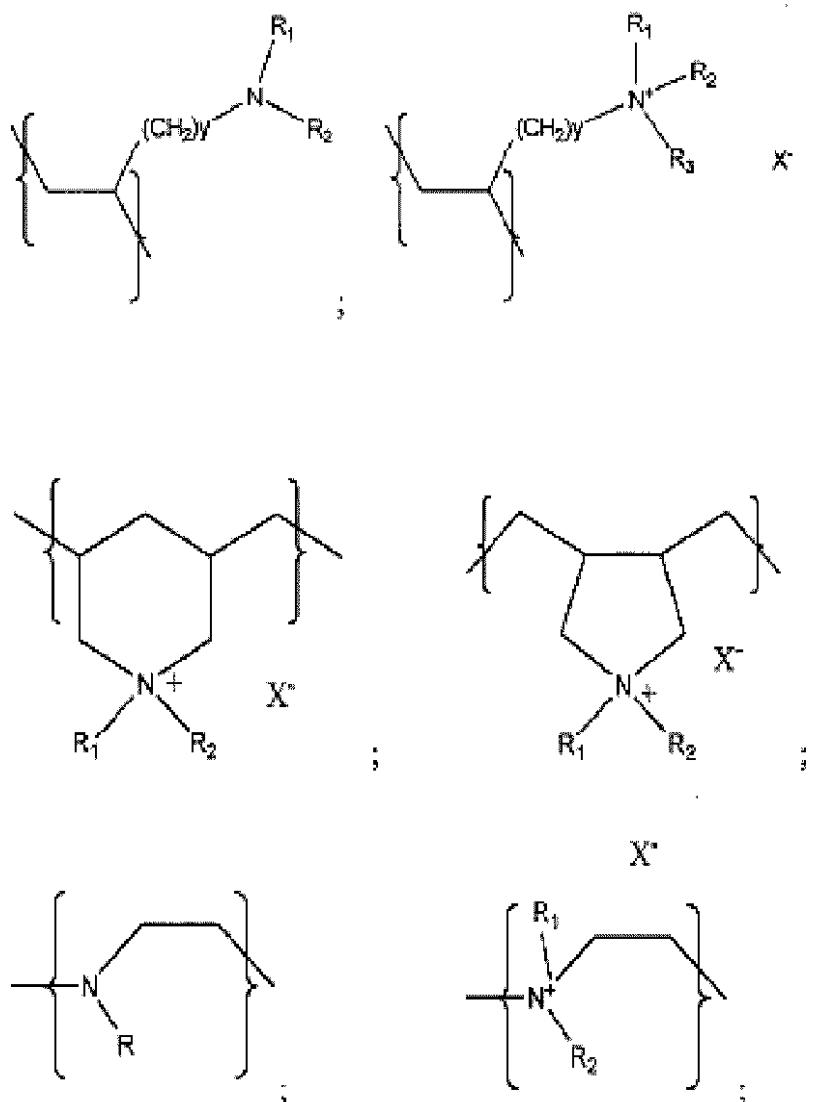
b) マグネシウムイオンを含む薬学的に許容されるマグネシウム化合物

とを含み、前記マグネシウム化合物は、酸化マグネシウム、水酸化マグネシウム、炭酸マグネシウム、ギ酸マグネシウム、およびその組合せからなる前記群から選択される、医薬組成物。

【請求項14】

前記脂肪族アミン重合体は、

【化4】



から選択される構造式によって表される1つ以上の繰り返し単位、またはその塩を含み、式中

y および z は単独でゼロまたは1から10の整数であり、
 R 、 R_1 、 R_2 および R_3 は単独で水素、置換または非置換アルキル基、あるいはアリール基であり、

X^- は交換性負荷電対イオンである、請求項13に記載の医薬組成物。

【請求項15】

前記脂肪族アミン重合体は架橋ポリアリルアミンである、請求項14に記載の医薬組成物。

【請求項16】

前記ポリアリルアミン重合体はセベラマーである、請求項15に記載の医薬組成物。

【請求項17】

医薬組成物であって、

- a) 脂肪族アミン重合体またはその薬学的に許容される塩と、
- b) マグネシウムイオンを含む薬学的に許容されるマグネシウム化合物とを含み、

前記脂肪族アミン重合体におけるアミン窒素原子に対するマグネシウムイオンのモル比は0.4~3.0である、医薬組成物。

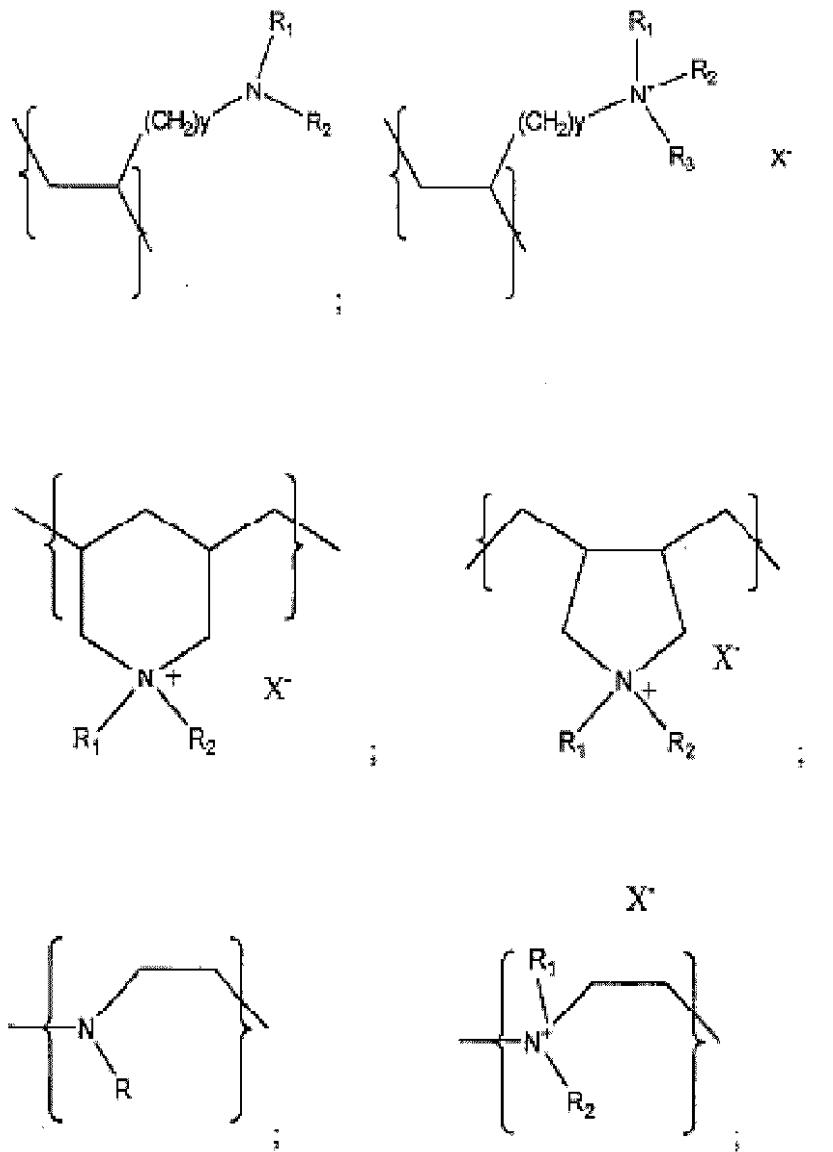
【請求項18】

前記マグネシウム化合物は、酸化マグネシウム、水酸化マグネシウム、炭酸マグネシウム、ギ酸マグネシウム、およびその組合せからなる前記群から選択される、請求項1_7に記載の医薬組成物。

【請求項 1_9】

前記脂肪族アミン重合体は、

【化 5】



から選択される構造式によって表される 1 つ以上の繰り返し単位、またはその塩を含み、式中

y および z は単独でゼロまたは 1 から 10 の整数であり、
 R 、 R_1 、 R_2 および R_3 は単独で水素、置換または非置換アルキル基、あるいはアリール基であり、

X^- は交換性負荷電対イオンである、請求項1_7に記載の医薬組成物。

【請求項 2_0】

前記脂肪族アミン重合体は架橋ポリアリルアミンである、請求項1_9に記載の医薬組成物。

【請求項 2_1】

前記ポリアリルアミン重合体はセベラマーである、請求項2_0に記載の医薬組成物。

【請求項 2_2】

患者における高リン血症の治療用組成物であって、

- a) 脂肪族アミン重合体またはその薬学的に許容される塩と、
- b) マグネシウムイオンを含む薬学的に許容されるマグネシウム化合物とを含み、

前記マグネシウムイオンは、前記医薬組成物の無水重量あたり5～35%である、組成物。

【請求項23】

患者における高リン血症の治療用組成物であって、

- a) 架橋脂肪族アミン重合体またはその薬学的に許容される塩と、
- b) マグネシウムイオンを含む、薬学的に許容されるマグネシウム化合物とを含み、前記マグネシウム化合物は前記架橋脂肪族アミン重合体内で同伴される、組成物。

【請求項24】

患者における高リン血症の治療用組成物であって、

- a) 脂肪族アミン重合体またはその薬学的に許容される塩と、
- b) マグネシウムイオンを含む、薬学的に許容されるマグネシウム化合物とを含み、前記マグネシウム化合物は、酸化マグネシウム、水酸化マグネシウム、炭酸マグネシウム、ギ酸マグネシウム、およびその組合せからなる前記群から選択される、組成物。

【請求項25】

患者における高リン血症の治療用組成物であって、

- a) 脂肪族アミン重合体またはその薬学的に許容される塩と、
- b) マグネシウムイオンを含む、薬学的に許容されるマグネシウム化合物とを含み、

前記脂肪族アミン重合体における前記アミン窒素原子に対する前記マグネシウムイオンの前記モル比は0.4～3.0である、組成物。